

基本構想（案）

基本構想

1	計画の策定にあたって.....	1
1	1 計画策定の目的.....	1
2	2 計画の性格と役割.....	1
3	3 計画の構成と期間.....	2
2	2 芦屋町の概要.....	3
1	1 芦屋町の状況と特性.....	3
3	3 計画策定の背景と課題.....	8
1	1 社会状況の変化.....	8
2	2 アンケートからみる住民意識.....	11
3	3 芦屋町の課題.....	13
4	4 まちづくりの基本方針.....	16
1	1 芦屋町の将来像.....	16
2	2 芦屋町の将来人口.....	17
5	5 施策の大綱.....	18
	計画の体系.....	23
	SDGsについて.....	24

1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

芦屋町では、平成 23（2011）年度を初年度とする第 5 次芦屋町総合振興計画において、「**魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや**」を将来像に掲げ、その実現に取り組んできました。この間、子どもの医療費無料化や子育て支援センターの設置、芦屋中央病院の建替えや商業施設の誘致といった「暮らしやすさの向上」に関する施策、中央公園や総合体育館のリニューアル、多目的グラウンドの整備といった「快適な環境づくり」に関する施策、住民参画まちづくり条例に基づく住民協働の推進、あしや砂像展の再開などの「魅力を活かし、住民とともに前に進む」施策に取り組んできました。

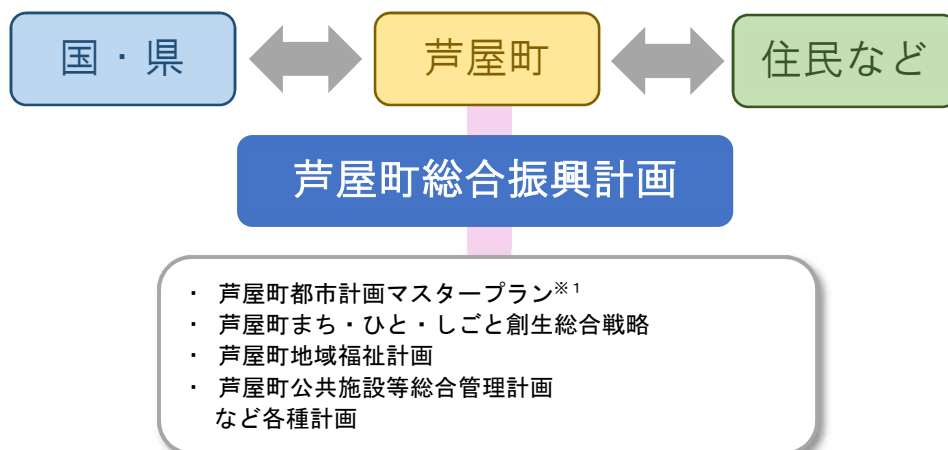
しかし、自然災害などの危機に対する安全・安心を求める意識の高まり、人口減少や少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、価値観やライフスタイルの多様化、情報化社会の深化など、芦屋町を取り巻く環境は大きく変動しており、厳しい財政状況や地域コミュニティ意識の希薄化など、さまざまな課題に直面しています。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づく全市町村の人口ビジョン・総合戦略の策定による地方創生事業が年々進展している中、持続可能なまちづくりや住民参画による協働のまちづくりを推進し、地域の実情に即した取り組みも求められています。

こういった背景を踏まえ、今後の社会情勢の変化を的確に捉えながら、新たな時代に対応するための総合的な指針として第 6 次芦屋町総合振興計画を策定します。

2 計画の性格と役割

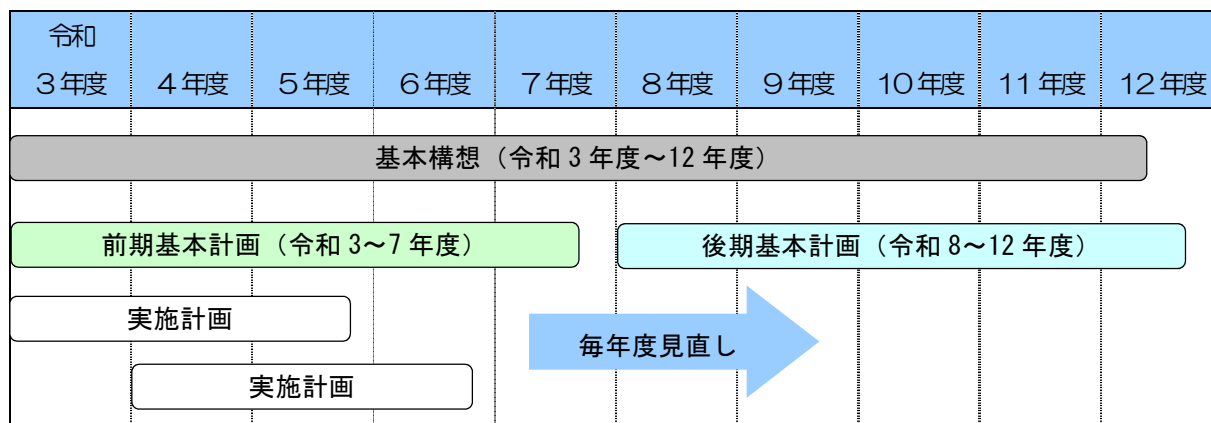
この計画は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針であるとともに、住民と行政による協働のまちづくりを進める役割を担っています。また、国や県、住民や民間団体などの行う事業について相互調整を図るうえでの指針となるものです。



3 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

基本構想	<p>芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本的方向を明らかにするものです。</p> <p>計画期間は、令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。</p>
基本計画	<p>基本構想の施策の大綱に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。</p> <p>計画期間は、前期計画を令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度、後期計画を令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度の各 5 年間とします。</p>
実施計画	<p>実施計画は、基本計画で体系化した各施策について、実効性を考慮して事業量や実施時期を決定し、財源措置を講じることで予算編成の基礎となるものです。</p> <p>計画期間は向こう 3 年間とし、毎年検討を加えるローリング方式^{※2}により調整を行います。</p> <p>また、効率的・効果的な行財政運営を図るため、実施計画は毎年必要性や有効性などを P D C A サイクル^{※3}で評価していきます。</p>



2 芦屋町の概要

1 芦屋町の状況と特性

芦屋町は、福岡県の北端(北緯 33° 53、東経 130° 40)に位置し、東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.60 km²の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めているため、実質的な行政面積は約 7.55 km²となります。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60m 未満の丘陵地帯となっています。

公共交通機関は、芦屋タウンバス、北九州市営バスや芦屋巡回バスが運行しており、J R 遠賀川駅へは約 20 分・折尾駅へは約 30 分でアクセスしています。

芦屋町と他市町村を結ぶ道路としては、北九州市若松区から福岡市東区までを結ぶ国道 495 号が町の北東から南西へ通っており、北九州市と福岡市の間に位置し、両政令指定都市に職場を持つ人の通勤圏内にあります。

芦屋町の特長としてまずあげられるのは、美しく豊かな自然、特に響灘に面した海岸線の美しさです。福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう自生地や、遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸、西側は白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっています。

遠賀川では、地域特性を活かした「花火大会」や「精霊流し」を開催しています。そのほか、平成 26 (2014) 年に再開した「あしや砂像展」や、航空自衛隊芦屋基地で開催される「基地航空祭」などのイベントもあります。



また、町内には古い歴史を持つ神社仏閣や文化財も多く、いにしへの芦屋町をしのばせます。芦屋町の歴史を代表するものに「芦屋釜」があげられ、国の重要文化財に指定されている茶の湯釜 9 点のうち、8 点を「芦屋釜」が占めています。この芦屋釜の復興と茶の湯文化の復興をめざした「芦屋釜の里」、考古資料や農耕具、交易関係品を展示した「芦屋歴史の里」など、歴史と文化にふれることができる町として知られています。

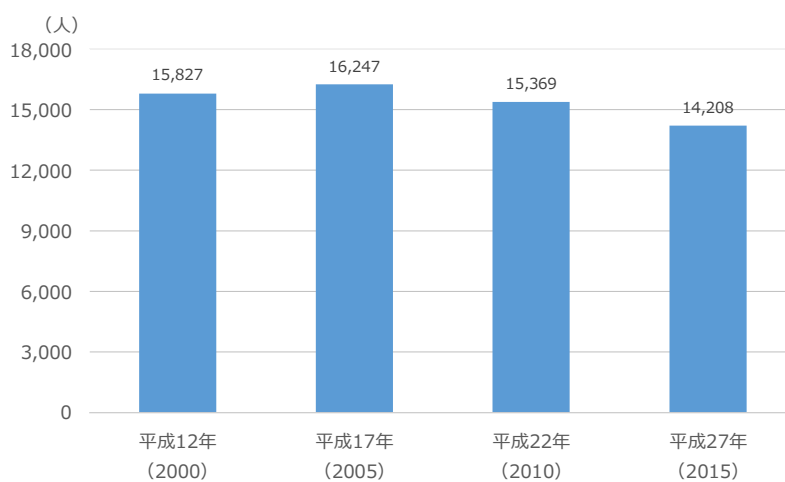
2 数値でみる芦屋町

(1) 人口

芦屋町の総人口は、平成 17（2005）年に一時増加したものの、その後減少に転じており、平成 27（2015）年は 14,208 人となっています。

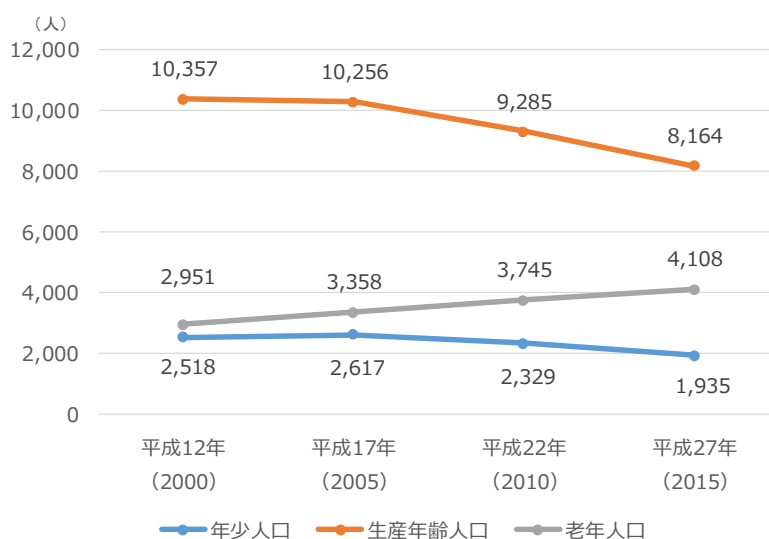
また、年齢 3 区分別人口比では、平成 12（2000）年以降、老年人口比（65 歳以上）が年少人口比（0～14 歳）を上回っており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口の推移



資料：国勢調査

■年齢 3 区分別人口比の推移



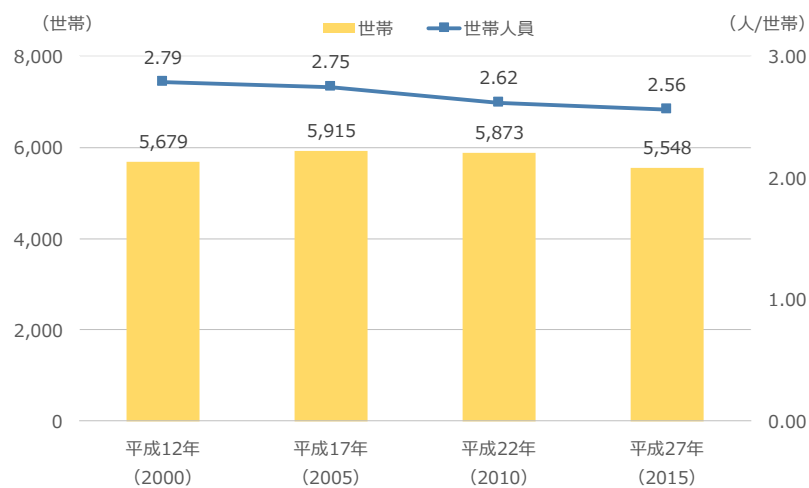
資料：国勢調査

(2) 世帯

世帯数は、平成 17 (2005) 年までは増加傾向にあったものの、その後減少に転じており、平成 27 (2015) 年は 5,548 世帯となっています。

また、1 世帯当たりの人員は減少しており、平成 12 (2000) 年の 2.79 人から平成 27 (2015) 年では 2.56 人となっています。

■世帯数と 1 世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査
1 世帯当たりの人員は総人口÷総世帯数で算出

(3) 財政

町の財政状況を判断する健全化判断比率は、国が定める早期健全化基準を下回っており、健全な状況にあります。また、町の財政を支えてきたモーターボート競走事業は好調を維持しており、一定の事業収入を得ています。

一方で、町の主要財源である普通交付税・町税の合計はほぼ横ばいの状態であり、不足する財源は基金の取崩しで対応している状況が続いています。このため、基金残高は平成27年度の約43億円に対し、平成30年度には約39億円まで減少しています。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成27年度の94.3%から年々上昇し、平成30年度には98.5%と高い水準となっています。

<健全化判断比率の推移>

単位：%

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
実績	平成28年度	—	—	10.6	—
	平成29年度	—	—	8.3	—
	平成30年度	—	—	6.6	—
基準	早期健全化 基準値	15.0	20.0	25.0	350.0
	財政再生基準値	20.0	30.0	35.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合や将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示しています。

<健全化判断比率>

□実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

□連結実質赤字比率

公営企業会計を含むすべての会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

□実質公債費比率

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

□将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

基金残高のグラフ

経常収支比率のグラフ

3 計画策定の背景と課題

1 社会状況の変化

近年わが国では、人口減少社会や少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、情報技術などの革新、地方創生の進展など社会情勢が激変しています。こうした動きは、時代の潮流として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおけるさまざまな課題を提起しています。

(1) 安全・安心を求める意識の高まり

近年、集中豪雨や地震などの防災面、不審者や薬物などの防犯面、高齢者や子どもの交通事故、振り込め詐欺などの消費者問題や、新型コロナウイルス感染症といったグローバル化の進行がもたらす国際危機など、さまざまな面から安全・安心が求められています。

しかし、多様化する危機・危険に対して、行政機関だけでは対応できない部分が増えてきています。このため、地域コミュニティの重要性、必要性が再確認されていますが、住民同士のつながりやコミュニケーションが希薄化しており、これらの問題も含め、行政と地域との協働による取り組みが求められています。

(2) 人口減少や少子高齢化の進行

わが国の少子高齢化は、世界でも例を見ないほど急速に進行しています。全国の高齢化率（65歳以上人口割合）は、平成27（2015）年に26.6%であったものが、令和17（2035）年には32.8%になることが予測されており、さらに高齢化が進むことが見込まれています。

また、若年世代の人口減少とともに、都市部の転入超過・地方の転出超過などにより、長期的にはわが国の人口は特に地方を中心に急速な減少を続けていくことが考えられます。こうした人口の減少・人口構造の変化は、地域の活力低下につながります。

持続可能な地域づくりのためには、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが重要です。このため「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少への対応が全国で進められています。

一方で、高齢化の進行は、年金や医療、高齢者介護などにも大きな影響を与えることから、高齢者の生きがいがづくりや社会参加、介護予防を推進することが求められています。

(3) 環境問題の深刻化と循環型社会^{※4}の構築

地球温暖化、海洋プラスチックごみ汚染など地球規模での環境問題が深刻化し、国際的にも意識が高まっています。

わが国においても、再生可能エネルギーの推進などにより、省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと消費者自らの意識が転換しつつあります。後世に美しい環境を残していくためにも、今一度一人ひとりが意識改革を図り、自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

また、循環型社会の構築や自然との共生をめざし、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組んでいくことが求められています。

(4) 価値観やライフスタイルの多様化

人々の意識が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化している中、便利な暮らしを求めた都市での生活から、地方や農山村での生活を選択する人が増えています。また、趣味や生涯学習、まちづくり活動への参加意欲の高まりなど、生活における個人の価値観は多様化しています。

働き方改革関連法の推進によるワークライフバランスの高まりなどに伴って、人々の生活スタイルも多様化しており、地域活動や行政運営をはじめ、さまざまな分野に影響を与えています。

また、高齢者や障がい者、性的少数者、在留外国人など、幅広い住民の権利保障や社会参画が促進されており、性別や年齢、障がいなどの有無にかかわらず、住民の一人ひとりが活躍する社会の実現が求められています。今後は、人々の意識の変化や地方圏への関心・居住希望などの動きを捉え、地域の活性化につなげていくとともに、個人の価値観、ライフスタイルの変化への対応が求められています。

(5) 情報技術などの革新がもたらす未来社会

わが国は、社会的課題の先進国として、A I（人工知能）、I o T（モノのインターネット）などの先端技術を活用し、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」の実現を目標に掲げています。

このため、A I・R P A^{※5}が処理できる事務作業はすべてA I・R P Aによって自動処理するスマート自治体へ転換することが求められています。

(6) インフラ・空間に関する変化

人口増加期に集中的に整備してきたインフラが老朽化し、更新需要が高まっていま

す。他方、負担を分かち合う住民が減少していくとともに、維持管理・更新のために必要な人材が減少していきます。

都市的土地利用の面積は、人口減少に転じても増加傾向が継続することにより、都市の低密度化・スポンジ化が一層進行していくと予測されています。

2 アンケートからみる住民意識

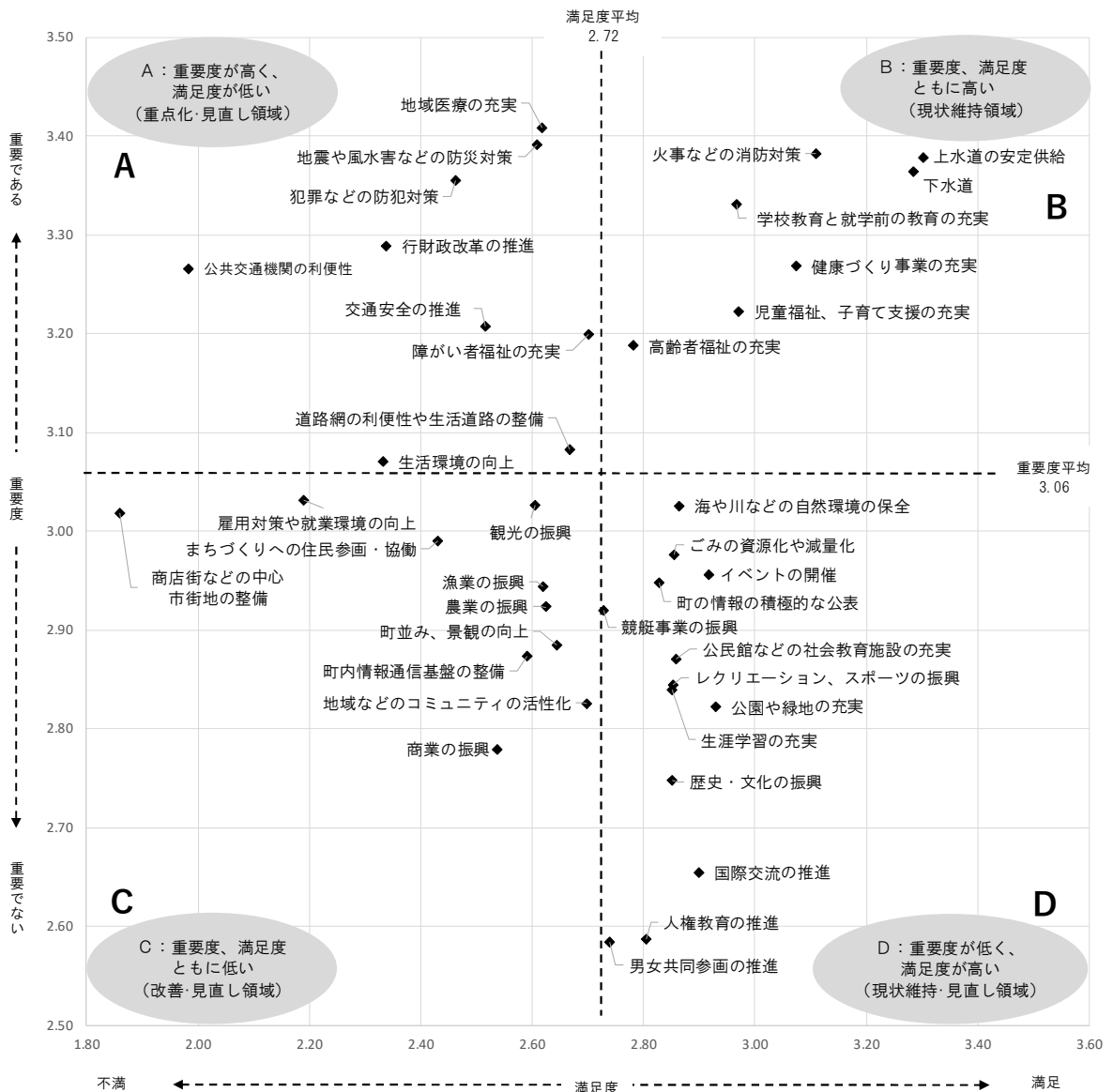
総合振興計画の策定にあたり、令和元年10月から11月にかけて、芦屋町在住の20歳以上の住民を対象にコミュニティ活動状況調査を実施しました。

(1) 芦屋町の取り組みに対する満足度・重要度

満足度、重要度ともに高いものは「上水道」や「下水道」となっています。

「公共交通機関」は、満足度が低く重要度が高くなっているため、今後の施策での対応が急務であるといえます。

「地域医療」、「防災対策」、「防犯対策」、「行財政改革」などについては、重要度が高いものの、満足度が平均以下であり、対応が求められています。



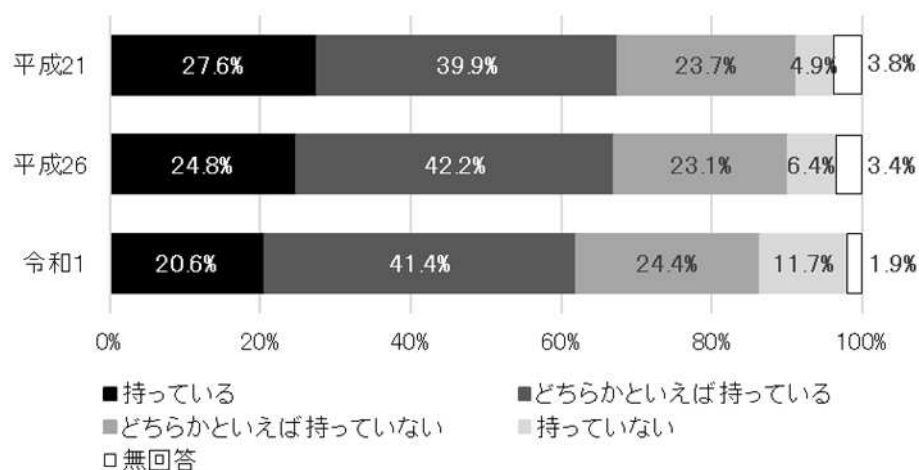
(2) まちづくり

町の計画や取り組みに対する関心については、「どちらかといえば持っている」が41.4%、「持っている」が20.6%と、何らかの関心がある人が約6割となっています。10年前に比べて何らかの関心がある人は減少が続いており、10年間で5.5ポイント減少しています。

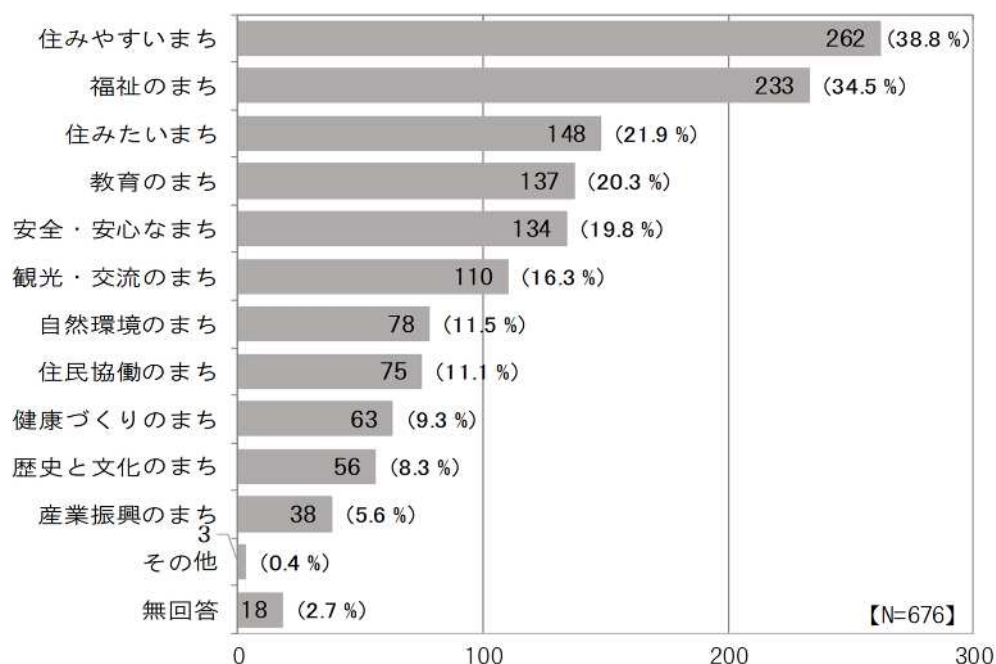
また、今後10年間のまちづくりで特に力を入れるべきことについては、「住みやすいまち」、「福祉のまち」が多くなっています。

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれ回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。このため、合計値が100%にならない場合があります。

■町の計画や取り組みについて関心を持っていますか



■芦屋町が今後10年間のまちづくりで、特に力を入れるべきことはどれですか



3 芦屋町の課題

(1) 協働のまちづくりの推進

人口減少や高齢化が進行する中でも、安心して暮らし続けることができる魅力的な地域づくりが必要ですが、少子高齢化の進行や社会経済の変化に伴い、さまざまな分野において担い手不足が進んでいます。このため、意欲ある住民と各種団体とのコーディネートや、産業を支える担い手・新規就業者への支援などに取り組み、担い手の確保と人材の育成を図ることが求められています。

今後のまちづくりは行政主導ではなく、住民と行政がまちづくりに関する情報を共有した上で、地域コミュニティに属する住民が、自身の持つ知識や知恵、感性などを十分に活かすことができる環境づくりが重要です。

このためには、住民一人ひとりの主体性を高め、地域の課題を地域の力で解決しようとする意識醸成を図るとともに、地域の活力の向上に向けて、住民による自発的・主体的な活動が展開されるよう、あらゆる分野における住民と行政による協働のまちづくりの推進が求められています。

(2) 安全・安心の確保

近年、全国的に多発する大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大などにより、人々の安全・安心への意識はますます高まっており、社会全体での取り組みが重要となっています。

高齢者や単身世帯の増加が進行する中、コミュニティ活動状況調査結果においても防犯や防災対策の充実が求められています。

このため、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯・防災対策や消防体制、交通安全対策の充実などに努める必要があります。

さらに、地域力を高めるため、日ごろからの絆づくりに加え、自主防災組織の強化や防災訓練の支援など、住民が協力して地域の安全・安心に取り組む「共助」への支援が求められています。

(3) 子どもが健やかに育つまちづくりの推進

子どもが安心して成長でき、一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばしていくためには、家庭・学校・地域が連携して子どもの教育に取り組むとともに、ICT教育^{*6}など時代に即した学習機会・環境の提供など、学力向上に向けた継続的な取り組みが重要です。

また、子どもと親が安心して生活できる環境づくりに取り組むとともに、若年層の定住促進のため、芦屋町で子育てをすることにメリットを感じられるような、魅力ある子育て支援と教育の充実に取り組む必要があります。

さらに、近年増加している児童虐待への対応や予防に向けた取り組みを進め、すべての子どもの権利が最大限に尊重され、子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

(4) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進

高齢者の増加により、将来の医療や介護などについて多くの課題が懸念されています。このため、地域医療や介護基盤を整えるなど、予防医療の充実とともに、地域包括ケアシステム^{※7}を深化・推進していくことで、高齢者などさまざまな支援を必要とする住民一人ひとりに、適切なサービスなどを提供できる体制づくりが重要です。

また、障がい者の障がいの重度化・高齢化などに対応した支援体制を充実させるほか、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての住民が住み慣れた地域で安心していきいきと幸せに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

(5) 地域経済の活性化の推進

産業従事者の高齢化や売上高の低迷、価格競争の激化などにより、地域産業を取り巻く環境は厳しい局面を迎えています。

このため、産業を支える担い手である後継者や新規就業者、創業希望者に支援を行うとともに、地域特産品のブランド化を推進し、高付加価値化による販売促進などを図る必要があります。

また、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や、隣接する芦屋海浜公園との一体的な空間形成による芦屋港の活性化など、芦屋町の魅力を活かした取り組みにより、産業振興や交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化につなげていく必要があります。

(6) 快適で利便性の高い生活環境づくりの推進

芦屋町は下水道事業をはじめ、道路や橋梁の整備といった生活環境の向上や、中央公園のリニューアルなど、さまざまな都市基盤の整備が進められてきましたが、年々増加する高齢者などの交通弱者の移動は長年の課題となっています。

このため、交通弱者への移動支援だけでなく、環境負荷の軽減を進めるためにも、公共交通機関の路線や便数を維持した上で、安定的な利用者の確保のため、幅広い層へ公共交通機関の利用機会を広げる取り組みが重要です。

また、環境の保全や循環型社会の形成を進め、芦屋町の恵まれた自然を維持することにより、住んでみたい、住み続けたいと思える生活環境の整備を図る必要があります。

(7) 心豊かな人が育つまちづくりの推進

住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯をとおした学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で活かせる環境づくりが必要です。

また、芦屋町は長い歴史の中で醸成された豊かな文化を有しており、その中でも他の自治体にはない「芦屋釜」は貴重な資源です。芦屋釜復興の取り組みにより、長期間かけて培った芦屋釜の製作技術を、次世代に継承するための具体的方策が求められています。

さらに、基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、さまざまな人権問題における課題を踏まえ、総合的・有機的な内容や手法について工夫を行いながら「人権尊重のまちづくり」を推進していく必要があります。

(8) 健全で持続可能な行政運営の推進

将来にわたって健全な財政を維持し、持続可能な行政運営を行うため、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再配置など計画的な事業の実施に努めるとともに、庁内におけるA IやR P Aなどを活用した業務の効率化に取り組む必要があります。

また、自主財源を確保するため、モーターボート競走事業の好調な売上を維持していくことが重要です。さらに、職員の資質向上を図るとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行するための組織運営に力を入れる必要があります。

4 まちづくりの基本方針

1 芦屋町の将来像

別途審議予定

2 芦屋町の将来人口

別途審議予定

5 施策の大綱

1 住民とともに進めるまちづくり

(1) 人づくり

地域コミュニティ、福祉、産業などのあらゆる分野において、意欲を持って活動する人とともに持続可能なまちづくりを進めるため、町の将来の礎となる人財の発掘や育成に取り組みます。

(2) 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりに取り組みます。また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。

2 安全で安心して暮らせるまち

(1) 安全・安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災活動の支援、意識醸成など「自助」、「共助」を促進することをはじめ、雨水・排水対策やハザードマップの更新など防災・減災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 子どもがのびのびと育つまち

(1) 子ども・子育て支援

「芦屋の子どもは、芦屋で育てる」の理念のもと、次世代を担う子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりに取り組むとともに、保護者のニーズに応じた幼児教育・保育サービスの充実を図ります。また、子育て世代包括支援センターや学童クラブなどを中心とした育児・子育て支援の充実に取り組みます。

(2) 学校教育

まちの将来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、ICT教育の充実などによる学力の向上をはじめ、豊かな心・健やかな体の育成、シビックプライド^{※8}の醸成などに取り組みます。また、学校施設の長寿命化計画に基づく維持管理を計画的に行い、安心して学習することができる教育環境づくりを進めるとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、学校の再編について検討します。

4 いきいきと暮らせる笑顔のまち

(1) 社会福祉

高齢者や障がい者など、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながらいきいきと生活できる地域共生社会の実現をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービスの整備を図ります。また、生活困窮者への支援や自殺対策などの取り組みを推進します。

(2) 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室をはじめ、個別訪問や保健指導の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また、健康相談や予防接種による疾病予防、特定健康診査・特定保健指導を促進し、国民健康保険事業の安定化や医療費の削減などを図るとともに、地方独立行政法人芦屋中央病院を核として、関係機関と連携した地域医療体制の充実に努めます。

5 活力ある産業を育むまち

(1) 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、農業後継者や新規就農者など意欲ある担い手の育成支援に取り組み、農業の振興を図ります。また、地域における農業の将来ビジョンを明確にするとともに、中心経営体への農地集約化に関する将来指針を作成することで、地域農業経営の安定化を図ります。

(2) 水産業

つくり育てる漁業の推進、海産物のブランド化などにより地産地消^{*9}や漁業経営の安定化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の維持管理・更新などにより、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

(3) 商工業

商工会と連携を図りながら商工業の活性化に努めます。また、町内における創業の支援や芦屋産品のブランド化などの取り組みを進め、暮らしの利便性の向上や雇用の確保を図ります。

(4) 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。

関係機関・団体などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史ある花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口の増加を図ります。

さらに、福岡県が管理する地方港湾芦屋港を観光レジャーの要素を持つ港として有効活用し、芦屋町の海の魅力を活かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点となるよう「芦屋港のレジャー港化」に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

6 環境にやさしく、快適なまち

(1) 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なごみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

(2) 公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、訪れる人々の憩いの場や遊び場などとしての機能が持続するよう、公園の整備や良好な環境の維持管理に努めます。

(3) 土地利用・住宅

「遠賀広域都市計画用途地域^{※10}」や「芦屋町農業振興地域整備計画」について、芦屋町の地域特性に応じた見直しを検討します。また、定住奨励施策による定住促進や空地・空家対策による町内の土地の有効活用を図るとともに、町営住宅の長寿命化^{※11}や管理戸数の適正化を図ります。

(4) 道路・交通

老朽化した生活道路や橋梁の長寿命化を図り、道路施設の整備促進に計画的に取り組めます。また、近隣市町や関係機関との連携によりバス交通の運行確保に努め、利便性の確保や公共交通網の維持をめざします。

(5) 上水道・下水道

公共下水道施設の適正な管理や計画的な改築更新・長寿命化を行い、公共下水道の効率的な管理運営に取り組めます。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図るとともに、事業の持続性確保や効率化のため、下水道事業の広域化・共同化も含め検討します。

7 心豊かな人が育つまち

(1) 生涯学習

住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ知識を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなどに取り組めます。

生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組めます。

(2) 人権

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組めます。

(3) 歴史・文化

貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や伝統文化を担う後継者の育成に努めるとともに、芦屋町にしかないオンリーワンの地域資源「芦屋釜」を活かし、地域振興に取り組みます。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師の支援に取り組みます。さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。

(4) 国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、海外ホームステイ事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

計画の体系

資料1-2を基に作成予定

SDGsについて

別途審議予定